

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	前田工織株式会社			コード	7821
提出日	2026/9/8	異動（予定）日	2026/9/25		
独立役員届出書の提出理由	・ 定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	福田 布貴子	社外取締役	○													○		有
2	田中 宏明	社外取締役	○													○		有
3	越部 実	社外取締役	○													○	新任	有
4	山川 均	社外監査役	○										△					有
5	林 雅則	社外監査役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項なし	当社の業務及び取引に関して一切の関係が無く、過去の取引等においても同様であり、独立性を備えております。 アナウンサーとして培った豊富な経験と見識を有し、女性ならではの視点から、当社の経営に有用な助言・提言を行っていただける方であります。
2	該当事項なし	当社の業務及び取引に関して一切の関係が無く、過去の取引等においても同様であり、独立性を備えております。 弁護士として、また、多岐にわたる業界において経営者として培った豊富な経験と見識を有し、当社の経営に有用な助言・提言を行っていただける方であります。
3	該当事項なし	当社の業務及び取引に関して一切の関係が無く、過去の取引等においても同様であり、独立性を備えております。 製造分野における企業経営者としての豊富な経験と見識を有し、当社の経営に有用な助言・提言を行っていただける方であります。
4	当社は、山川均氏が所属する法律事務所との間で過去に法律顧問契約に基づく顧問料を支払っておりましたが、その金額が僅少であることから、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断し、概要の記載を省略しております。	当社の業務及び取引に関して、左記顧問契約以外には関係が無く、過去の取引等においても同様であり、独立性を備えております。 法律及び会計に関する豊富な経験と専門知識を有し、当社の経営に貴重な意見・助言をいただける方であります。
5	該当事項なし	当社の業務及び取引に関して一切の関係が無く、過去の取引等においても同様であり、独立性を備えております。 行政及び組織運営に関する豊富な経験と専門知識を有し、当社の経営に貴重な意見・助言をいただける方であります。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。